

主 文

本件各再審査請求をいずれも棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給しない旨の処分並びに同年○月○日付けで請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分、療養補償給付に係る変更決定処分及び療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社に雇用され、営業職として業務に従事していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、同社倉庫において荷物の仕分け作業中、下腿等に痛みを生じ、同年○月○日、C医療機関を受診したところ、「変形性腰椎症」と診断された。その後、D医療機関に転医し、「腰椎椎間板ヘルニア」（以下「本件傷病」という。）と診断され、同病院等において加療を受けた。
- 3 請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、○年○月○日から同月○日まで、同年○月○日から同月○日まで、同年○月○日から同月○日まで及び同年○月○日から同月○日までの期間に係る療養補償給付の各請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものと認め、これを支給する旨の各処分（以下「前回各処分」という。）をした。
- 4 その後、請求人は、同年○月以降も療養を継続し、○年○月以降に休業したとして、○年○月○日から同年○月○日までの期間に係る療養補償給付及び○年○月○日から同年○月○日までの休業補償給付の各請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件傷病は○年○月○日をもって治癒（症状固定）していると判断し、○年○月○日付けで、同年○月○日から○月○日までの休業補償給付を支給しない旨の処分（以下「第1処分」という。）をし、同年○月○日付けで、前回各処分を取り消し、一部又は全部不支給へ変更決定する旨の処分並びに○年○月○日から同年○月○日の期間に係る療養補償給付及び○年○月○日から同月○日までの休

業補償給付を支給しない旨の処分（以下「第2処分」という。）をした。

- 5 請求人は、第1処分及び第2処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対しそれぞれ審査請求をしたところ、審査官は、労働保険審査官及び労働保険審査会法第14条の2の規定に基づき、これらを併合して審査し、○年○月○日けで棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件各再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人の本件傷病は○年○月○日をもって治癒（症状固定）したものと認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

- 1 当審査会の事実認定
(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、要旨、○年○月、監督署に対して本件傷病に関する療養補償給付の支給が継続していることを確認した上で療養及び休業を続けており、○年○月○日時点では、本件傷病は治癒（症状固定）していない状態であったと主張している。

(2) そこで、同日以降における請求人の本件傷病の状態等に関する医学的意見等をみると、以下のとおりである。

ア E医師は、○年○月○日付け診断書及び○年○月○日付け意見書において、要旨、本件傷病は、MRI画像でヘルニアが消失していることを確認した○年○月○日に治癒（症状固定）し、画像及び他覚的身体所見上、本件傷病による有害症状を説明できないことから、休業を要するものではないと述べている。また、F医師は、○年○月○日付け意見書において、要旨、E医師の上

記意見書並びに本件傷病の症状及び治療の経過から、請求人の本件傷病は、○年○月○日に治癒（症状固定）と判断している。さらに、G医師は、○年○月○日付け鑑定書において、要旨、主たる治療はE医師によって行われていること、E医師の上記意見書、面談記録及びレセプト等の医学的資料から、○年○月以降の治療は、慢性疼痛に対する対症療法に終始していること、請求人の申述等から、別災害の事実や請求人の傷病の悪化等は認められず、E医師による治療内容が変わらないことから、○年○月の負傷に伴う症状が継続しているとして、E医師の行った治癒判断は、医学的にみて妥当であると述べている。

イ これに対し、H医師は、○年○月○日付け意見書において、要旨、請求人の症状経過からみて、当初の腰椎椎間板ヘルニアが再発悪化したと考えると述べ、I院長は、○年○月○日付け施術の状態についての回答書において、要旨、○年○月○日の初検以降、積極的な運動療法を主体として行っていたものの、症状の経過は一進一退であり、腰部の疼痛が残存し、下肢機能の低下を認めると述べ、J柔道整復師は、○年○月○日付け及び○年○月○日付け施術の状態についての回答書において、要旨、○年○月○日の初検以降、電気療法や手技療法を用いて施術を行い、腰部後屈時痛等の症状の軽減は認められたものの、○年○月○日、施術による症状の変化が認められなくなったことから、請求人の傷病は同日に治癒（症状固定）したと述べている。

(3) 上記(2)のとおり、請求人の本件傷病の状態や治癒日についての医師等の見解には相違がある。そこで、当審査会においては、請求人の症状経過のほか、治療内容等について改めて精査したところ、請求人は、○年○月○日の手術後、自覚症状の軽減を認め、その後、主治医であるE医師による治療のほか、運動療法、電気療法、手技療法等の治療を受けているものの、G医師が指摘するように、その内容からみて、慢性疼痛に対する対症療法であることが認められ、受傷後かなりの時日が経過していることから、急性症状はすでに消失し、慢性症状が持続していたにすぎないものとみるのが相当である。

(4) 以上からすると、請求人の本件傷病は、○年○月○日時点において、治療を継続しても、これ以上治療効果が期待し得ない状態にあったものと判断するのが相当であり、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、治癒（症状固定）の状態にあったものと判断する。

(5) なお、請求人のその余の主張について、改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、第1処分及び第2処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件各再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。